資料4 白井市の特別職の給料額の推移、特例措置状況

①特別職給料額の推移(平成6年4月まで)

<u> ① 村が対域が同様性は少り正分(十分の十十万)を()</u>									
適用年月日	市	툿	副市長						
過用千万口	月額	改定率	月額	改定率					
昭和53年4月1日	450,000	12.5%	380,000	8.6%					
昭和54年4月1日	500,000	11.1%	415,000	9.2%					
昭和55年4月1日	537,000	7.4%	436,000	5.1%					
昭和57年1月1日	580,000	8.0%	472,000	8.3%					
昭和60年1月1日	620,000	6.9%	504,000	6.8%					
昭和61年1月1日	630,000	1.6%	525,000	4.2%					
平成元年4月1日	665,000	5.6%	555,000	4.8%					
平成2年4月1日	700,000	5.3%	580,000	5.5%					
平成5年4月1日	790,000	12.9%	660,000	13.8%					
平成6年4月1日	830,000	5.1%	690,000	4.6%					

[※]教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により平成27年から特別職となりました。

②特例措置状況

<u>②特例指直认沉</u>					•
年度	特例措置にかかる 減額率		<u> </u>		
十段	内容	市長	副市長	教育長	
平成15年	調整手当月額を減額	50%		(一般職)	
平成16年	調金サヨカ領を減額			(一般職)	
平成17年		10%	5%	(一般職)	※財政健全化の取り組み
平成18年		10%	5%	(一般職)	"
平成19年		10%	5%	(一般職)	"
平成20年		10%	5%	(一般職)	"
10月.11月のみ		20%	15%	(一般職)	※事務処理誤りによる(教育委員会修繕工事
平成21年		10%	5%	(一般職)	※財政健全化の取り組み
平成22年	給料月額を減額	10%	5%	(一般職)	ıı
平成23年		10%	5%	(一般職)	ıı .
平成24年		10%	5%	(一般職)	"
平成25年		10%	5%	(一般職)	"
平成26年		10%	5%	(一般職)	ll ll
1月~3月のみ		15%	10%	(一般職)	※一般職の給与改定に合わせて。
平成27年 5月21日まで		10%	5%	2%	※財政健全化の取り組み
改選後~					
平成28年		(約2年10か月)		ハ月)	
平成29年					
平成30年					※財政健全化の取り組み
4月~9月	 給料月額を減額	20%	10%	5%	※小中学校へのエアコン設置の見送りによる
10月~3月	和科力領で減額	10%	5%	2%	※財政健全化の取り組み
平成31年 5月21日まで		10%	5%	2%	ll ll
改選後~R1.9月			(約4か月	<u> </u>	
10月~3月		10%	5%	2%	※財政健全化の取り組み
令和2年		10%	5%	2%	" (前市長の取り組みを引き継ぐ)
令和3年	給料月額を減額	10%	5%	2%	ll ll
令和4年		10%	5%	2%	ll ll
令和5年 5月21日まで		10%	5%	2%	ıı .
改選後~現在					
ツ畑サルケルは宛して					•

※網掛け年は減額していた期間。